1999年10月20日発行

# みなみかわち 町議会ネットワークニュース

(第103号)



村尾光子
祇園五丁目11-3
TEL&FAX:44-5418
e-mail:
muraomit@mb.infoweb.ne.jp



磯辺香代
祇園二丁目8-2
TEL&FAX:44-6621
e-mail:
k-isobe@bc4.so-net.ne.jp



荒井英子
祇園四丁目5-12
TEL:40-1014
FAX:40-1019

## 9月議会の報告会を開きます

**とき**：10月31日（日）
午前10時～11時

**ところ**：グリーンタウンコミュニテイセンター会議室




●尚、11時から同所にて「次期町議選を考える」会を行います。どうぞご参加下さい。

今回は平成11年第3回臨時会（7月14日）・
平成11年第4回臨時会（8月12日）と
平成11年第3回定例会（9月9～21日）の報告です。

もくじ

《審議事項》

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 推薦第 | 1 | 号 | 町農業委員会委員の推薦について・・・P３参照 | 投票 | |
| 議案第 | 26 | 号 | 町道路線の廃止について　　　・・・P７参照 | 全員賛成 | 可決 |
| | 27 | 号 | 町道路線の認定について | 〃 | 〃 |
| | 28 | 号 | 工事請負契約の締結（吉田東小・屋内運動場改築工事） | 〃 | 〃 |
| 議案第 | 29 | 号 | 工事請負契約の締結（第二中・校舎増築工事） | 〃 | 〃 |
| | 30 | 号 | 工事請負契約の締結（成田・町田地区汚水処理施設建設工事） | 〃 | 〃 |
| 報告第 | 4 | 号 | H10 事業年度栃木県町村土地開発公社決算 | 〃 | 承認 |
| | 5 | 号 | H11 事業年度　　〃　　予算 | 〃 | 〃 |
| 同意第 | 2 | 号 | 町教育委員会委員選任同意（五十嵐　紀久子氏） | 〃 | 同意 |
| 同意第 | 3 | 号 | 町助役の選任同意について（舘野　和夫氏） | 〃 | 〃 |
| 議案第 | 31 | 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例・・P４参照 | 〃 | 可決 |
| | 32 | 号 | 町道路線の認定について | 〃 | 〃 |
| | 33 | 号 | 工事請負契約の締結（史跡下野薬師寺跡保存整備に伴う回廊復元工事） | 〃 | 〃 |
| | 34 | 号 | H11 年度町一般会計補正予算（第３号）について | 〃 | 〃 |
| | 35 | 号 | H11 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について | 〃 | 〃 |
| | 36 | 号 | H11 年度町老人保健特別会計補正予算（第１号） | 〃 | 〃 |
| | 37 | 号 | H11 年度町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について | 〃 | 〃 |
| | 38 | 号 | H11 町水道事業会計補正予算（第１号）について | 〃 | 〃 |
| 認定第 | 1 | 号 | H10 年度町一般会計歳入歳出決算認定・P６参照 | 〃 | 認定 |
| | 2 | 号 | H10 年度町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について | 〃 | 〃 |
| | 3 | 号 | H10 年度町老人保健特別会計歳入歳出決算認定 | | 〃 |
| | 4 | 号 | H10 年度町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について | 〃<br>〃 | 〃 |
| | 5 | 号 | H10 年度町水道事業会計歳入歳出決算認定 | 〃 | 〃 |
| 発議第 | 5 | 号 | オウム真理教集団の活動を制限し住民の平和な暮らしを守るため厳正なる措置を求める意見書（案） | 賛成全員 | 採択 |
| | 6 | 号 | 道路整備予算の確保に関する意見書（案） | 〃 | 〃 |
| 陳情第 | 2 | 号 | 「環境ホルモン」物質削減にむけた施策の実施に関する陳情書について | 賛成多数 | 〃 |
| 発議第 | 7 | 号 | 製品・商品の包材も含めた包括的表示（全成分表示）制度を求める意見書（案）について | 〃 | 〃 |

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

一般質問：荒井　英子・伊沢　剛・村尾　光子
　　　　　磯辺　香代・高山　映　　　　（敬称略）（通告順）

## ★助役・教育委員、全会一致で選任同意。（報告：村尾）

◎助役に舘野和夫氏
（薬師寺909-2、60才）
前町総務課長
社会福祉協議会事務局長
（9月20日まで）
任期：9月21日から4年間

1月以来空席だった助役。新町長は誰を起用するのか、多くの町民の関心事だった。
『職員からの人望厚く、誠実。公正・公平、適切な事務処理は、町長のモットーを進めるのに最適の人材』（町長の提案理由説明）

※社会福祉協議会事務局長の後任は、当面の間、福祉課長が兼務することになりました。

◎教育委員に五十嵐紀久子氏
（緑4丁目16-25、56才）
家庭裁判所調停委員
（通算17年間、調査官・調停委員として家庭裁判所に勤務）

この結果、女性委員2名を維持、更にGT地区からも2名の構成となった。拍手！！

『人口分布・児童生徒数・教育委員配置状況から、ｸﾞﾘｰﾝﾀｳﾝ内できれば緑地区から、女性を、と基本的に考えた。家庭の教育力が問題となっている現在、家庭や家族の問題に精通し、正義感強くまじめな方で、適役』（町長説明）

この結果、教育委員会の構成委員は次の通り。（敬称略）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 伊澤 茂 | ７４才（男性） | 農業 | 任期～H12年9月 | |
| 横島孝夫 | ６４　（男性） | 元教員 | H12年9月 | 教育長 |
| 大門 幸 | ６７　（女性） | 元教員 | H13年9月 | 委員長職務代理 |
| 間藤方雄 | ７０　（男性） | 大学教授 | H14年9月 | 委員長 |
| 五十嵐紀久子 | ５６　（女性） | 家裁調停委員 | H15年9月 | |

## ★議会推薦農業委員、またも３回投票で決める。

（報告：村尾）

| １回目 | ２回目 | ３回目 |
|---|---|---|
| 有効票　１６票 | 有効票　１６票 | 有効票　１６票 |
| ◎稲見哲也　１０票 | ◎伊澤義雄　１０票 | ◎藤沼勝一　１０票 |
| 秋山幸男　６ | 秋山幸男　６ | 秋山幸男　６ |

◎：当選者　　（欠席：上野喜八郎議員、議長は投票せず）

この議案は推薦を求めるもので、選挙ではない。だから人選方法は、話し合って決めればよい。ところが、以下の展開があった。

議長：いかなる方法で推薦するか、お諮りします。
海老原議員：投票による方法でお願いする。（「賛成」の声）
村尾：議長！！意見がある。投票なら1回で・・・、（議長　無視）
議長：「賛成」の声があった。3回の投票による方法とする。
（この間、磯辺・荒井両議員も口々に「議長！！」と発言を求めたが、議長は全く無視）

3人選ぶのに、3回投票するのでは、少数意見の封じ込めになる。「選挙」では、許されないこと。
3年前にも言った。農業委員は伝統的にこの方法で決めている。今回は、議長は投票しなかった。“採決”には加われないから。何たる矛盾！！議長の横暴に唖然

11/28 第1回認定審査会 28人審査 16人認定

## ★介護認定審査会委員の報酬決まる！！ （議案第31号）（報告：荒井）

介護保険の流れ

1 申請…介護が必要となったら、福祉課窓口に申請

2 調査…介護が必要な状態か調査
　☆訪問調査…介護認定調査員が家庭を訪問し心身の状況などを調査
　　***介護認定調査員の報酬…日額12300円***
　☆コンピュータによる判定
　☆意見書…主治医からの意見書





3 審査…どの程度の介護が必要か審査
　☆介護認定審査会…コンピュータによる判定や、主治医の意見書などをもとにどのくらいの介護が必要か審査
　　***介護認定審査会委員の報酬 …日額15000円***
　　***同　（医　師）　…日額20000円***



4 認定…自立・要支援・要介護の区分を決定通知
　（申請から30日以内）（6ヶ月ごとの見直し）

5 介護サービス計画の作成…本人や家族の希望や心身の状態にあったサービス計画を作成

6 サービスの利用…利用者は、サービスにかかった費用の1割を負担

---

## ★「環境ホルモン」物質削減にむけた施策の実施に関する陳情（陳情第2号）＆製品・商品の包材も含めた包括的表示（全成分表示）制度を求める意見書提出（発議第7号）

（報告：荒井）

陳情提出者：生活クラブ生活協同組合・理事長　押谷　恵

趣旨：私たち町民は自ら環境ホルモン物質から身を防衛しようと思っても、プラスチック製品などで使われている化学物質の表示は不十分で、自分で判断・防衛できないのが実態
　　：町民の安全、健康及び環境を保持するためにも南河内町においても、「環境ホルモン」物質削減にむけた施策の実施を

陳情事項：製品・商品の包材も含めた包括的表示（全成分表示）制度を求める意見書を国に提出すること

南河内町においては
　町の事業および町内事業者により出される環境ホルモン物質を減らすために

①公共施設での合成洗剤の使用、除草剤等の散布の見直し
②町内給食でのポリカーボネート製の給食食器や周辺道具の使用見直し
③公共施設での塩化ビニール製品の使用見直し

> 町に対しての対応についても議会は採択しました。これまでも、今回も一般質問した内容です。町の対応をより強く要望して行きたいと思います。

# ★工事請負契約（7月～9月）

工事請負契約は５千万円を越えるものが議決の対象となっている。

**①南河内町立吉田東小学校屋内運動場改築工事（本体）**

契約金額：１億９９５０万円
（うち消費税９５０万円）
契約相手：アイサワ・舘野特定建設工事共同企業体
工期：平成１２年３月１０日まで
設計：（株）安藤設計〔コンペ〕

**②南河内町立第二中学校校舎増築工事（本体）**

契約金額：１億７９５５万円
（うち消費税８５５万円）
契約相手：安藤・渡辺特定建設工事共同企業体
工期：平成１２年３月１７日まで
設計：（株）荒井設計〔随意契約〕

**③史跡下野薬師寺跡保存整備に伴う廻廊復元工事**

契約金額：１億４４９０万円
（うち消費税６９０万円）
契約相手：（株）石川工務店

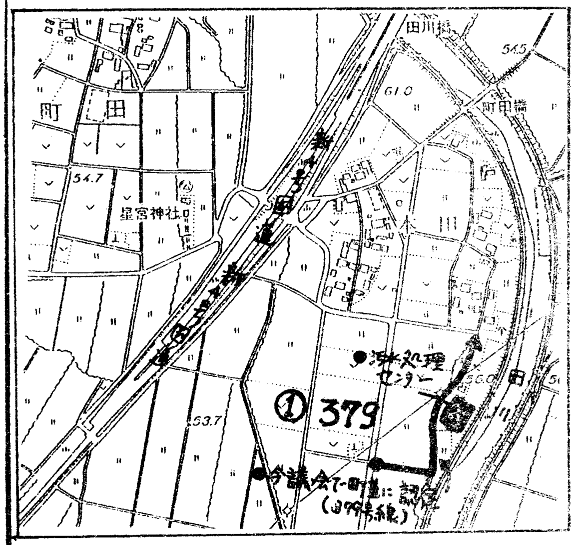
・歴史的建造物の復元という事業の特殊性から、県の指導指針に則り随意契約とした。
・当初の計画では約１億円の建物だったが、一部変更（文化庁の指導）が生じ上記の金額となっている。

工期：平成１２年１２月２０日まで
設計：（財）文化財建造物保存技術協会
【随意契約】

文化庁の指導
特殊な技術

**④農業集落排水緊急整備事業成田・町田地区汚水処理施設建設工事**

契約金額：１億７４３０万円
（うち消費税８３０万円）
契約相手：住友・増渕特定建設工事共同企業体
工期：平成１２年３月２４日まで
設計：栃木県土地改良事業団体連合会〔随意契約〕




＊公共施設への進入路となることを受けて、道路改良を行い、今議会で町道に認定（地図の太線部分）。（379号線）



↑ 市原市．史跡上総国分尼寺跡．（全復元）　南河内町は←→部分のみの復元となる．

## ★H10年度南河内町会計決算状況

（報告：村尾）

（単位:万円、千円以下切り捨て）

| 区　分 | 一般会計 | 国民健康保険事業 | 老人保健事業 | 農業集落排水事業 | 水道事業 収益的勘定 | 水道事業 資本的勘定 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 当初予算 | 64億3400 | 9億8014 | 9億9384 | 11億5366 | 2億7843 | 2300 |
| 補正予算 | 8億5280 | 9464 | 5270 | 3億4206 | 500 | 0 |
| 繰越額 | 1億2748 | 0 | 0 | 1億3160 | | |
| 予算現額 | 74億1428 | 10億7479 | 10億4655 | 16億2732 | 2億8343 | 2300 |
| 歳入決算(A) | 73億3346 | 11億2226 | 10億2564 | 14億5984 | 2億7465 | 1920 |
| 歳出決算(B) | 70億2968 | 8億9096 | 10億1295 | 14億1715 | 1億9490 | 1億3541 |
| 差引額(C=A-B) | 3億0378 | 2億3130 | 1268 | 4268 | 7975 | △1億1620 |
| 繰越財源(D) | 1億8771 | 0 | 0 | ※　1175 | | |
| 実質収支(E=C-D) | 1億1606 | 2億3130 | 1268 | 3093 | 7975 | △1億1620 |
| 基金繰入額 | 5900 | 0 | 0 | 0 | | |

※この他に未収入特定財源 1億5995万円

建設改良積立処分額900万円と
過年度分損益勘定留保資金2620万円で補塡

**《一般会計財政分析指標》**　（単位:財政力指数以外は％）

| | H8 | H9 | H10 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 経常収支比率 | 72.3 | 75.6 | 80.2 | 75%以下が望ましい。値が高いほど財政構造は硬直化 |
| 公債費比率 | 10.2 | 11.9 | 14.4 | 10%以下が望ましい。H16年度頃ピークになる予定 |
| 自主財源比率 | 47.2 | 53.2 | 61.2 | 高い値ほど財政構造は健全、人口増で町税収入が伸びた |
| 義務的経費比率 | 24.6 | 27.3 | 33.1 | 低いほど良い。少ないほど投資的経費に回せる。 |
| 財政力指数 | 0.649 | 0.661 | 0.672 | 1に近いほど財源に余裕がある。1を超えると不交付団体 |

**【一般会計】**

・H10年度末の基金現在高は30億2434万円、地方債現在高は94億4589万円。

・人件費は前年度より5.1%増加して13億2571万円(構成比18.8%)、投資的経費 16億6901万円(同23.1%)の殆どが普通建設事業費。

・繰越財源のうち1億2000万円は地域振興券発行事業(100%国庫補助事業)。

・基金取り崩し額は11億466万円。

**【国民健康保険事業会計】**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 年間平均被保険者数 | 3648人 | 平均保険税 | 115,429円/人 | 保険者負担額 | 105,301円/人 |
| 〃　退職被保険者数 | 445人 | 〃 | 112,241円/人 | 〃 | 256,617円/人 |

・H10年度末基金現在高 3億1672万円

**【老人保健事業会計】**

・年間平均老人保健対象者数 1639人　保険者負担額 573,920円/人

**【農業集落排水事業会計】**

・補正額3億4206万円、繰越額1億3160万円は年度後半の、国の経済対策によるもの。
同様に10年度から11年度に1億7170万円を繰り越した。事業は前倒しで着手するが、補助金は後年度交付となる。

・吉田東地区の加入率は約50%。

・財政調整基金現在高 1967万円(受益者分担金は一時ﾌﾟｰﾙして事業費の7%を支出し、建設工事終了後に精算する)

・地方債現在高は約6億円

## ★龍興寺境内の町道を廃止しました。

（報告：村尾）

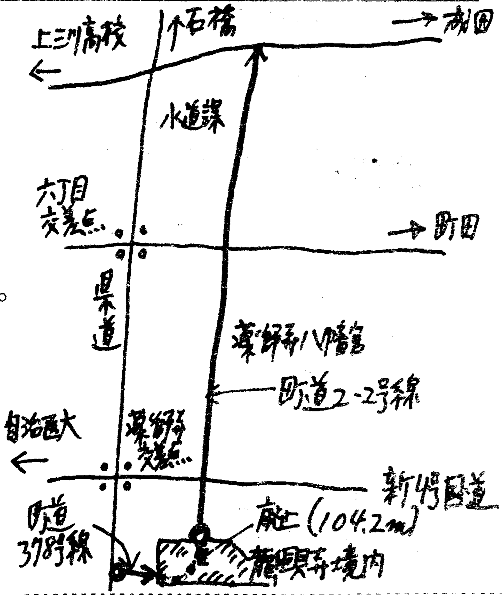
| | | | |
|---|---|---|---|
| 廃止 | 2-2号線 | 薬師寺四丁目～上三川町大字多功字八幡前 | 延長2,256.8m |
| 認定 | 2-2号線 | 薬師寺三丁目～上三川町大字多功字八幡前 | 〃 2,082.9m |
| | 378号線 | 薬師寺四丁目～薬師寺三丁目 | 〃 69.7m |

龍興寺の境内は、古くから生活道路として地域住民の利便に供されており、S.53年3月、町は町道2-2号線として認定しました。土地は龍興寺所有のままに。その後、町はこの道路の舗装工事や上水道管敷設工事を実施しました。

この度、龍興寺では創建1300年記念事業として山門建設と境内整備事業を行うことになり、諸手続を進める中で、境内の町道廃止要望を提出しました。

町は、龍興寺と下記の内容の協定を交わして、境内の町道を廃止することにしました。

1. 境内の整備費用は龍興寺の負担で行う。
2. 道路の機能を維持し、一般住民の交通安全の確保と自由な通行を妨げない。
3. 町道廃止に伴う住民の苦情・管理責任については龍興寺で対応する。
4. 上水道については別に協議する。
5. 今後、境内地内の道路形状等を変更するときには、事前に町と協議する。




いきさつは複雑だったが、境内を公道がはしり、用地の登記もされていない不自然を解消した。住民安心を担保して。

## 傍聴感想

一般質問を傍聴しました。
町長さんだけではなく、担当課の方々も随分代わられた様でしたので、町政の運営が困難な時に大変だなぁ、と思っておりましたが、どの方も熱意のある取り組みをされ、少しでも具体的に前向きな答を示そう、町民の信頼に応えようと努めていらっしゃるのが、答弁の随所に感じられました。

事前に質問の詳しい内容を知らせて下さった議員さんのお陰で、せっかく聴きに行ったが、ちっとも話が分からなかった、という思いを持って帰ることもなく、大変助かりました。

いつの間にかポストに入っているこのニュースも、情報通の議員さんがどんなことを懸念されているのか、参考事例はどうなのか等、ていねいに伝えて下さるので、市民として突然判断を求められる時に、何かしら頭に残っていて、頼りない私には判断の一助となっています。

この町の一番の財産は人ではないか、一生懸命の皆さんを目の前にして、そう感じました。

―― 緑３丁目　岩田敦子 ――

# 荒井英子の一般質問



## 1、学校給食について

**質　問　①**

学校給食の食材として遺伝子組み換え食品が使用されているのか伺う。

**答　弁《教育総務課課長》**

・学校給食会から導入している食用油と醤油について使用している。
食用油については、今後米ぬか油にかえる検討をしている。

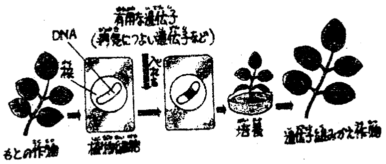
**質　問　②**

学校給食の食材には、遺伝子組み換え食品の使用を避ける方針を取っていただきたいが、見解を伺う。

**答　弁《教育総務課課長》**

・安全性が確認されるまでは使用しないよう給食会にも要請し、町としても使用しない方向で進めていく。

遺伝子組み換え食品が食卓に出回り始めているが、「人体や環境への長期的な影響は未確認」のままであり学校給食の食材としての使用には不安がある。全国的にも給食の食材には遺伝子組み換え食品を避ける動きが広がっている。宇都宮市では、先の市議会の一般質問に答えて、「市の学校給食の食材については約３年前から納入業者や製造業者に対し,可能な限り遺伝子組み換え食品でないことを確認して購入している」とした上で、「遺伝子組み換え食品の安全性が十分確認できるまでは学校給食で使用しない」としている。使用しないと明言している所があるわけだから、出来ないわけはない。方法を参考に取り組んでほしい。






**質　問　③**

安全で安心な食材の供給として、地場産の農産物の活用を。
ﾈｯﾄﾜｰｸﾆｭｰｽ第 95 号・P8 参照
ﾈｯﾄﾜｰｸﾆｭｰｽ第 100 号・P6 参照

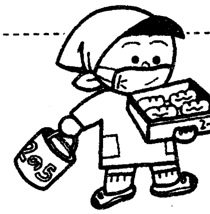
**答　弁《教育総務課課長》**

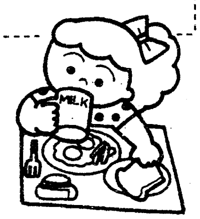
できる限り町内産を視野に入れて,関係各部署と協議を進めていきたい。

これまでに町内産コシヒカリと町内産大豆を使用した無添加みそが給食に取り入れらた。そして、米飯給食の補助廃止により、南河内産米の給食への供給はし易くなったのではと思う。
また、県教委はできるだけ地場産物を給食に取り入れるよう市町村教委を指導しているとのこと。
引き続き要望していきたい。

**質　問　③**

米飯給食の段階的な補助廃止に伴う給食費の検討は、これまでは現在の給食費で賄い可能との判断から据え置かれていた。しかし、完全撤廃となる平成１２年度は値上げについて検討するとなっていたと思うが、現在の見解について伺う。
ﾈｯﾄﾜｰｸﾆｭｰｽ第 95 号・P 8 参照
ﾈｯﾄﾜｰｸﾆｭｰｽ第 100 号・P6 参照





答　弁《教育総務課課長》

学校給食用精米の価格から試算すると、一食当たり役 17 円、月額で約 200 円の値上げになると考えている。今後は保護者の意見を参考にしながら、校長会において話し合いを進めていく。

質　問　④

ポリカーボネート製給食食器の使用改善状況について伺う。

ネットワークニュース第 97 号・P8 参照

答　弁《教育総務課課長》

現在５校の小・中学校で使用しているが、今後は因果関係が明らかになった時点で検討していきたい

ポリカーボネート製食器は、環境ホルモンの一種であるビスフェノールAという物質が含まれており､熱湯を注いだ場合などに溶け出す危険性が指摘されている。環境ホルモンは一兆分の一の濃度でも生物の内分泌を乱し、生殖機能に影響を及ぼす可能性があるといわれている。平成１０年６月の質問時は、今後改善すべく検討していくと答えた上で、強化磁器製食器に代えた場合の試算もされていた。前回もう少し前向きに検討してもらえるものと期待していたのに逆行した答弁となってしまった。

遺伝子組み換え食品は、安全性が確認されるまでは、疑わしいもの使用しないポリカーボネート製食器は、疑わしいけれど使用する。どちらも現時点では安全性に疑問があるのに全く逆の答弁となっている。再質問の時に追求できずに終わってしまった。

子どもたちは学校給食において、食器も食材も出されたものを食べたり使わなければならない。選択の余地はないのである。

## 2、役場庁舎及び町公共施設の分煙について

質　問　①

かつて、執務時間内の原則禁煙が提唱されたことがあるかと思うが、現在はどのような状況になっているのか伺う。

答　弁《総務課課長》

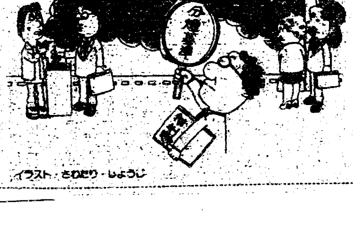
平成９年に分煙体制の徹底を図り、現在も継続中である。また、庁舎を初めとする公共施設での会議については、原則禁煙を実施している。

質　問　②

役場庁舎及び町公共施設での分煙体制を求る。また、住民の方へのアピール、協力の要請も必要と考えるが見解を伺う。

官公庁や交通機関、飲食店などの公共の場所や職場で分煙が進んできている。県内では、高根沢町、小山市県合同庁舎などが喫煙所以外の喫煙を禁止。足利市、宇都宮市は禁煙タイム制を導入している。

先日、「議会だより」の広報研修で群馬県榛名町へ行った。榛名町の庁舎内にも、『庁舎内禁煙』を呼び掛けるポスターがあちこちに貼られていた。



答　弁《総務課課長》
庁舎内にカウンター式空気清浄機を設置して分煙のＰＲを図っていきたい。また、事務フロアでの禁煙も考えていきたい。



喫煙エリアから禁煙エリアにたばこの煙がどんどん流れ込むようでは「分煙」とは呼べないとして、厚生省はたばこを吸わない人を受動喫煙から守る上で本当に効果のある分煙を実現するため、H 12 年度から「望ましい分煙」の基準作りを進めることを決めた。そして、「形ばかりの分煙」の追放を目指す計画だそうだ。(H11.9.1 下野新聞より)　まさに庁舎内は「形ばかりの分煙」状態にあると思う。本当の分煙が一刻も早く実現することを望む。

厚生省によると、たばこの煙には現在分かっているだけで約４０００種類の化学成分が含まれ、このうち約２００種類は発がん物質などの有害成分とされている。家族や職場で人が吸うたばこの煙にさらされると、日に３～５本吸うのと同じといわれ、妊娠中に周囲の煙草の煙に囲まれていると、生まれる赤ちゃんは煙のない環境で暮らす妊婦に比べて１００㌘以上小さいという報告もある。また、子どものいる所でたばこを吸うとたばこの葉に含まれる鉛が子どもの体内に蓄積することが分かっているし、血中の鉛濃度が高いほど知能の発達が遅れるという報告もある。職員の中には、妊娠中の方もいるでしょうし、来庁者の中にも妊婦さんはいる。また子ども連れの方もい 住民の方への健康配慮という意味からも分煙体制をしっかりとすべきと考える。

## 建設常任委員会・研修報告

(平成 11 年 7 月 6 ～ 7 日)

### 那須町の「災害復旧の取り組みについて」視察

平成 10 年 8 月 26 日からの局地的な集中豪雨により、5 日間の総雨量は 1254mm に達した。このため、余笹川・黒川、その他中小河川水位が急激に上昇し、町内至るところで堤防決壊が発生した、死者 3 名、行方不明者 2 名、負傷者 19 名、住居の全壊 36 棟という甚大な災害を被った。

那須町において、町民が一日も早い被災前の生活に戻れるよう、町内全域にわたり復旧工事が着々と進められている。

ライフライン確保のため道路災害については先に着手し、農地災害箇所は、作付けに間に合う箇所から着手するとのことであった。河川は川幅を広げて復旧させるため、運び出す土砂の量が 200 万㎥にもなり、どこにもっていくかが新たな問題となっている。

日頃からの備えは言うまでもなく必要だが、今回の災害現場を目の当たりに自然の猛威をつくづく感じた。しかし、そこには少なからず人災の可能性も含まれているのではないかと思う。

# 村尾光子の一般質問



## 問１.行政計画と住民参画について

町行政を運営していくためには、長期的な展望を持ちつつ、つまり将来像を明確にしながら、直面する課題に対処しなければならず、指標となるべき行政計画とその実現可能性を裏付ける財政計画が不可欠です。計画に沿って町政運営することが住民の安心と行政への信頼を得ることにつながると思います。が、その大前提には計画策定段階での住民参画と、計画そのものへの住民の理解という必須条件があります。数多くある町行政計画のいくつかについて、策定状況を質しました。

(1)次期町総合計画策定に向けて、手法や手順などの基本方針を伺う。
・公募委員を含めた住民代表による策定委員会や懇話会等を設置してほしい。
・財政計画を示した2年毎の実施計画を公表してほしい。

【企画課長】次期計画はH11～12年度に策定する。11年度には現状と実績検討、無作為抽出アンケートによる住民意向調査、各種団体のヒアリング等の基礎調査を実施する。庁内委員会と共に住民代表懇話会を設置して、策定の段階からの住民参画を得る。一般公募委員は年齢・職業・性別・地域のバランスを考えて枠を設ける。実施計画は公表することを前提に、内容や方法を検討する。

町総合計画は町政の中核となる計画。10年間の基本構想、5年毎の基本計画、2年間のローリング方式(毎年2年計画を策定)の実施計画から成っている。現在の計画の目標年次は12年度。いよいよ次の10年計画を練りあげていくべき時期となった。住民意向をいかに把握するか、政策決定過程をどう説明するか、住民との共働をいかにつくり上げるのか、町長の手腕に注目したい。

行政と住民との関係は、対立ではなく対話とパートナーシップ、と聴いたことがある。住民が政策提案するには、先ずは情報提供、次に調査。

**やったね、公募委員５名募集!!**

町広報10月号に、まちづくり懇談会委員の募集記事が掲載されています。
奮って応募を!!（締め切りは10月27日）

(2)都市計画マスタープラン(案)の意義と緑の基本計画策定の進行状況を説明されたい。マスタープランはどのように見直し作業を行うのか。また、(案)である理由は？

【都市計画課長】マスタープランはH27年までの20年計画で、まだ策定後3年目。具体的な成果には至っていない。12年度の次期総合計画策定に合わせてより良い計画とするため調整する。H11年度は基礎資料収集、12年度を目途に原案作成。見直しの時点で(案)を取る。緑の基本計画も同様に進める

H4年の都市計画法改正により、市町村は「都市計画に関する基本的な方針」(都市計画マスタープラン)を策定することとされ、町は住民代表・職員による策定委員会を設置し、住民アンケートを実施してプランを作った。20年間もの長期計画で、総合計画の策定に合わせて、12年度、22年度に見直す。

現総合計画の中途でつくったプランなので(案)としておき、新しい総合計画と調整した後に決定する、ということらしい。

前回は2年間かけて策定した。策定委員の16名は全員男性で、うち町職員は助役を含めて4人。学識者には都市計画の専門家はいなかった。今回はどう進めるのか、興味深い

それにしても、策定時はﾀﾞｲｼﾞｪｽﾄ判が各世帯に配布されたが、今となっては、どれほどの住民がその意味するところを理解しているのか疑問だ。

(3)障害者福祉計画・児童福祉計画策定についての見解を求める。
いつ策定作業に着手するのか。

【福祉課長】小山健康福祉センター管内の下都賀地区10町(南河内町含む)では、広域的障害者福祉計画策定の準備を進めているが、介護保険制度との関連から、作業は遅れている。老人福祉法や老人保健法上の関連もあり、社会福祉協議会でのサービス事業見直しも必要だ。介護保険事業の横出し(注)としてもあり得る。当面は広域的なサービス提供を進め、関係団体等の意見を聞き、町の実情に則した障害者福祉計画を2、3年掛けて策定したい。

児童福祉計画は0～18才を対象としたものではなく、少子化や女性の社会進出対策としのいわゆる児童育成プラン(エンゼンルプラン)を2か年掛けて策定したい。

(注)介護保険の標準サービスメニューにはないが、市町村が独自に保険事業として実施するサービス。但し、この分の事業費は65才以上の1号被保険者の保険料で賄われ、サービスを受けるには受給者としての認定が必要になる。第2号被保険者(40才以上)は加齢による特定疾患のみが対象で、保険適用には要支援・要介護認定が必要。

介護保険は原則的に障害者を対象としない。
だからこそ、障害者福祉計画は早急に必要!!

(4)女性行動計画策定に向けた動向が見えない。今後の進め方、男女共同参画社会基本法との関連をどう考えているのか。

【企画課長】諸般の事情で策定作業が遅れていることをお詫びする。H8年11月に懇話会を設置し、10年度には女性白書ができた。懇談会のメンバーには今までのノウハウを生かしていただきたく、今後も引き続きお願いして、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、次期総合計画との整合性を図りながら策定する。

**《男女共同社会基本法》**:抜粋

**(定義)**:第2条

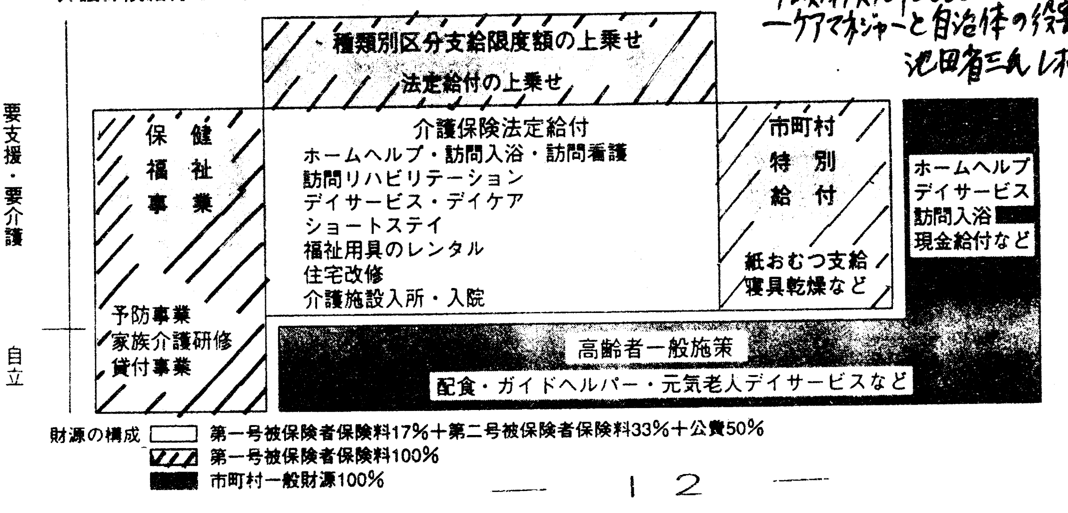
**男女共同参画社会の形成**　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること。

**(地方公共団体の責務)**:第9条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

"からだの科学"臨時増刊:日本評論
介護保険元年2000
―ケアマネジャーと自治体の役割―
池田省三氏レポートより

**介護保険給付と上乗せ・横出し，単独事業の組み合わせ**



(5)広聴や政策(計画)決定過程での住民参画確保策について、町長の基本方針を伺う。
(町広報•町長への手紙以外について)

【町長】町政はみんなのもの、当然ながら町のことは町民が決める、と考えている。
課題や過程の説明、審議会•懇談会設置、公募委員や幅広い住民参画等、いずれも当然なことだが、実行は大変で時間がかかる。民主主義(の実践)は手間ひまがかかる。どの程度かけるかが課題であり、合理化や効率化とは別の次元のことと考えている。
ルールづくりについては、もう少し考えさせてほしい。

「町のことは町民が決める」を基本に考えるなら、どうやって実現させるのか、具体策を示して欲しい。
①早くから基礎的な情報を提供して住民の関心を喚起する、②必ず方針説明と意見聴取の会を催す、③意見反映の過程を明らかにする、④審議会等設置には必ず公募委員を入れ、選考基準を明らかにする、⑤会議は公開とする、等、提案したが、手法としてルール化するとの約束には至らなかった。
時には住民間の討論、行政と住民の対話も必要だ。行政と住民との共働で政策を練り上げるとの視点が欲しい。時間がかかることだが。

## 問2.地方分権一括法成立への対応策について

7月16日、国と地方の対等な関係を築く礎となる地方分権一括法が成立し、地方自治法を含む475本にも及ぶ法律が一挙に改正されました。これにより、各自治体は条例•規則の制定や改正•廃止等、法制分野で大作業をしなければなりません。自治体の主体性が重視される分権時代では、これまでの国や県から示される準則通りというやり方は通用しません。町はどのように進めるのでしょう。

(1)地域の実情に即し、主体的に条例等を整備するには、法制分野での調査研究等についての特別な体制が必要ではないか。

【総務課長】条例等の改廃は総務課を主幹として町条例の洗い出しに着手した。施行規則等含めると膨大な作業となり、専従職員4名程必要となる。しかし、日常業務に支障があるので洗い出し•条例のすりあわせのみの部分を民間シンクタンクに委託する。この費用は150〜160万円。住民の利害に関するものもあるので全庁を揚げて取り組む。
手数料の条例は12月議会で、と示されているが、住民に不利益にならない場合(値上げ等はしない)は、来年3月議会でもよいとされているので、本町は全て3月議会で提案する。

わぁー、大変だ!来年3月の議会には介護保険関連の条例案審議がある筈。加えて数十か数百かの分権関連の条例改正案。更には、町議改選。新しい議員構成で大量の条例案審議。大丈夫?

(2)市町村合併特例法改正により、一段と合併推進が強化され、また、分権推進のための受け皿づくりとして合併促進との論調も強いが、町長の見解を伺う。

【町長】地方自治とは地方が民主的な自治を確立することであり、そのために地方自治法がある。規模が大きくなるほど行政と住民の関係は遠く、希薄になり、自治が損なわれやすいので、合併は積極的には考えない。住民発議を基本とする。

ある勉強会で講師が言っていた。合併推進論が最近声高になってきたのは、国の財政逼迫から、地方交付税を節約したいためらしい、と。一括法で改正された合併特例法は推進に向けて沢山のアメが盛り込まれている。次の改正では、合併しないところへの制裁措置が盛り込まれるのでは、とも聞いた。私たち住民は“合併”をどう考えるのか、きちんと論議しておかなくてはならない。
住民自治を深めるには、顔が見え、信頼関係を築ける規模が良い。

## 問3.容器包装リサイクル法について

H9年4月より容器包装リサイクル法が施行されています。ガラスびん・缶・ペットボトルがリサイクル品目として指定され、消費者は分別排出、行政は分別収集、メーカーは再商品化義務とそれぞれの役割が明記されています。第2弾として、来年4月からは発泡スチロールトレー・それ以外のプラスティック容器包装・紙製容器包装がリサイクル指定品目とされます。収集は町が実施、処理処分は小山広域保健衛生組合で、という体制の下、町としてどう対応するのでしょうか。

(1)H12年4月から施行される予定の追加品目についての分別収集計画はどうか。

【保健衛生課長】現在12品目の分別収集を実施しており新たな収集計画はない。小山広域保健衛生組合では、現在ストックヤードが整備されていないのでやむを得ない。白色トレーはH15年から小山広域関係の1市3町で一斉に実施する計画になっている。

(2)この法律では、メーカーには回収義務が無く、市町村の負担が大きい。再利用や分別・再生しやすい容器包装づくりを推進するためにも、町は法改正を主張すべきではないか。

【町長】今回は中小事業者が加わったものの、事業者には回収義務がなく、市町村の負担が大きい。法の趣旨は回収と再商品化であり、排出抑制にはつながらない。末端自治体として、折りをみて町村会等で法改正等を主張したい。

**《容器包装類リサイクルの課題》**

①市町村の負担が大きい、②ペットボトル等の回収率が低く、新たに対象となるプラスチック容器の回収も容易ではない、③小売店の協力も温度差がある、④メーカーには回収義務がないため分別・再生しやすい容器包装づくりが進まない、等。(下野新聞、8月24日付け論説から)　分別収集すればするほど、市町村の負担が増える仕組みはどこかおかしい。製造者の責任を明確にすべきだ。

## 経済常任委員会研修報告(7月27・28日)

### ◎福島県熱塩加納村熱塩小学校

**学校給食へ地元産有機無農薬米・野菜を利用**

児童数104人の小規模校。自校調理方式で「週5日米飯、有機無農薬野菜、その他の食材もより安全安全なものを、手作りで」が基本方針。H元年よりさゆり米(村内産有機無農薬栽培あきたこまち)、11年度より有機無農薬野菜(地域の「まごころ野菜供給の会」)、豚肉は山形県高畠町産を利用。

♥献立は、年度始めに栽培者から提出される野菜供給予定表をもとに、一週間毎に立てる。

『自分自身や家族を思う安心安全の心の延長を子供達に届ける。少量多品目の栽培』(栽培の心)

♥献立はとってもユニーク!例えば、

| | |
|---|---|
| カレーライス・そばサラダ(そばは手打ち)トマト・牛乳・かみかみ昆布 | (7月12日) |
| あわごはん(8分づきさゆり米・胚芽麦・あわ)しそ味噌・豚汁・魚の香揚げ・かぼちゃのミルク煮・牛乳 | (7月13日) |

ごはんは8分づき米に胚芽麦入り、桃太郎ごはんのときは、これにきびが入る。

♥給食費は270円50銭/食(11年度)、自主流通米差額分は村(1/3)・JA(年20万円)・保護者が負担。負担増でもさゆり米を、とPTAは願った。

♥調理員2人は日給のパート職員。勤務は8時30分～16時30分。児童・生徒数100人に1人の調理員が配置されれば、このような方式は可能とのこと。栄養士が食材購入に当たっている。

熱塩加納村では、農協指導員の小林芳正氏の熱心な働掛けにより、S.55年より有機低・無農薬米栽培に取り組んでいた。この背景が保護者の学校給食への導入運動に広がり、更に、地域の人々の協力による有機無農薬野菜提供となった。栄養士の情熱もすごかった!!

※この他、郡山市日和田町の日和田ショッピングモール(商工会が建設)を視察しました。

## ★自治医大周辺下水道組合議会、H10年度会計決算認定 (報告:村尾)

歳入総額　12億1091万円

<u>歳出総額　11億7091万円</u>

差引額　　　4000万円　：うち翌年度へ繰越すべき財源は1443万円

【歳　入】　　　　　　(千円)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 自主財源③ (25.8%) | 受益者負担金 | 14,748 | 加入者負担金 |
| | 使用料・手数料 | 286,442 | |
| | 繰越金 | 8,312 | |
| | 諸収入 | 2,653 | |
| 依存財源 (74.2%) | 分担金 | 287,462 | 両町分担金① |
| | 下水道費負担金 | 80,541 | 公団負担金② |
| | 国庫支出金 | 205,200 | |
| | 県支出金 | 2,460 | |
| | 組合債 | 323,100 | |
| | 合　計 | 1,210,918 | |

①建設事業費を両町が分担（南河内町　43,200千円 / 国分寺町　244,262千円）

②流域下水道事業(事業主体は県)費の公団負担金。

県への負担金の一部（南河内町分　56,653千円 / 国分寺町分　23,888千円）

③自主財源の比率は前年に比べ15.7ポイント下回った。

(国庫支出金の大幅増による)

【歳　出】　　(千円)

| | |
|---|---|
| 議会費 | 1,077 |
| 総務費 | 76,850 |
| 下水道費 | 851,657 |
| 公債費 | 241,334 |
| 合計 | 1,170,918 |

公債費：
- 南河内町分　26,479千円
- 国分寺町分　214,848千円

＊H10年度末組合債現在高
南河内町分　3億9598万円
国分寺町　29億7290万円

下水道費：
- 下水道管理費　179,785千円
- 下水道建設費　671,872千円

＊公共下水道建設事業実施は国分寺町駅西区画整理地区内と南河内町仁良川地区

## ★研修報告　　　　(9月27・28日)

### (1)鎌倉市山崎水質浄化センター

鎌倉市公共下水道事業は2処理区に分けて整備され、大船処理区の終末処理場である山崎水質浄化センターを視察した。住民の幅広い施設利用を目指して、建物3階を『鎌倉武道館』(剣道・なぎなた・弓道・柔道等)として建設した。H元年着工、5年完成・供用開始、

処理計画面積:531ha、処理人口:35000人

現在普及率:36.9%、流入汚水:11000m$^3$ (分流式)

鎌倉武道館　延床面積 5355m$^2$、

設計:日本下水道事業団

総事業費:25億2349万円

剣道場・柔道場・弓道場・多目的室・コミュニティホール

会議室(2)、医務室・更衣室・資料室・事務室など

利用時間:9:00～12:00、13:00～17:00、18:00～21:00

休館日は毎週月曜日、年末年始

利用料金:団体 時間帯により600～2000円、個人100円

### (2)横浜市中部処理区中部下水処理場

人口 300万人の横浜市は9処理区、11処理場、そして2つの汚泥処理センターがある。

中部処理区中部下水処理場を視察。ここも上部利用の野球場・テニスコートが整備されている。

敷地は米軍基地跡地を市が買収、さらに海を埋め立てた。合流式なので流入汚水量は500ℓ/人・日となっているという。合流式は建設コストは安いが、降雨量が多いと雨水滞留槽を設置していても、溢れてそのまま放流することがある。

処理水の一部(1000トン/日)は濾過して街路樹散水や鮎の養殖に再利用している。

汚泥は汚泥処理センターで焼却後、レンガ製造(“ハマレンガ”のブランド)、汚泥消化ガスは燃料・発電として利用している。

※大都市を見て来た。お金が有れば・・・

# 磯辺香代の一般質問（９／１０）



## 1．公共施設等の設計について

①設計者選定の方法について説明を。

【総務課長】
軽易なものについては直営で行い、複雑あるいは高度なものについては外部委託を行っている。その際、特殊なものを除いて設計コンペを行い、各方面から検討し決定している。

＊memo　軽易なものについては直営
国庫補助以外の道路改修工事や、山林の伐採、規模の小さい土地の造成などについては、町の技術職員が設計管理を行っている。

＊memo　設計コンペ
建築などの設計案を、複数の設計者の競技により求めること。

②建築物のコンセプト、住民の希望等を設計者と充分に話し合う機会を設計前に何度設けているか。実態として設計者の意見と発注者の意見のどちらが優先されているか。

【総務課長】
発注者の意見を優先することは当然のことである。発注にあたっては基本方針を示し、設計者と協議している。例えば今年オープンした作業所については利用者の声を十分に聞き、設計者に申し入れた。

③供用開始後、機能面のチェックを行っているか。設計に起因する苦情がでてきた場合、担当した業者にフィードバックしたり、結果を次に活かす庁内のしくみはあるか。

【総務課長】
庁内に組織的システムはないが、使用開始後は定期的に瑕疵（きず・欠陥）点検を行い、その都度手直しさせている。重大な瑕疵が生じた場合は次回の設計に活かしている。

再質問　次回に活かすとはどういう意味か

【総務課長】
設計業者指名の時、考慮に入れるという考え方で行っている。

④住民満足度の高い公共施設をつくるための住民参画システムと発注者側が主体性を発揮できる体制の確立を。

【総務課長】
貴重な意見と受け止め、今後の検討課題にさせていただきたい。

【町長】
住民参加と満足度について、私の基本的な考え方として、できるだけ住民の皆さんのご意見を反映させていく方法をとりたいと思っているので、努力したい。

「発注者の意見を優先するのは当然。」確かにそうだが、発注者にこだわる。発注者とは誰か。町長・・・・・。

南河内町の設計コンペに参加する業者の選定は助役を委員長とする庁内の指名選考委員会で行われる。そして集まってきた設計案は、指名選考委員プラス建設関係職員というメンバーで検討され決定にいたるという説明であった。住民の意見はどの段階で聞かれているのだろう。

私たち議員もそんな要素を持っているが、町長は言わば住民からの仕事請け負い人だから、発注者としての責任を果たすためには、施設を利用するであろう住民の希望をまずは充分聞く必要がある。設計者との協議やコンペの選考にあたっては、このようにして形成される「発注者の意見」すなわち住民の意見を準備しておく必要があると思う。作業所だけではなく他の場合においても。

また、公共施設は建ち上がったら終わりではなく、使用しながら質のチェックを入念にやってもらいたい。何を手がけたかだけが業者の実績ではない。どのように造ったか、苦情処理にどれほど誠実に対応したかが大事だと思う。そのことを次の指名にきちんと反映させるべきだ。住民になり代わって発注する町は主体性を失わないで。

＊memo
北海道釧路市は、設計コンペ審査の過程で、市民向け公開ヒアリングを実施している。その結果を踏まえて１社に決定する。

最近、羽田澄子監督の映画「住民が選択した町の福祉」の続編「問題はこれからです」を見たが、「ケアタウンたかのす」を建築するために、秋田県鷹巣町（人口22658）の公募で集まった住民ワーキンググループ（100名程）の皆さんと町は50～60回の協議を重ねた上、療養室の１室を先行完成させ、町民にチェックしてもらうという方法をとった。「ケアタウン探検隊」と称する町民約700人が訪れ、90項目にものぼる提言をだした。町は90数％その要望に応えた。圧倒的な住民参加。一番いいものをみんなで作ろうとする町と住民に感動する。お互いがきちんと動いて役割を果たし応えあっていた。

## ２．次期「総合計画」の策定について

①現行の「新総合計画（後期）」について実績報告書を作成して公表すべきと思うがどうか。

【企画課長】
策定の過程で住民の声を反映させるための懇談会を設置する予定だが、懇談会関係者に対し検討資料として提示したい。懇談会は各種団体代表や公募の方で構成する予定。

②次期総合計画にいつから取りかかるつもりか。
③計画策定への住民参加をどう行うのか。

②③については村尾議員への答弁と同様。

④策定過程における住民参加の１つの方法として、「町づくり講座」を開催し、町づくりについて基礎的な学習を終えた人に加わってもらうのはどうか。

【企画課長】
計画策定期間が11年度と12年度の2か年なので、懇談会を先に設置して、その中で町づくりに関する基礎的な学習もすすめていきたい。

「町づくり講座」をなぜ提案するのか。

町政への住民参画、行政とのパートナーシップが時代のキーワードとなり、委員会や審議会、協議会などに公募枠を設けるのが当り前となってきた。しかしそういった流れの中で、公募をしても、応じる人がいない、会議を公開したが傍聴者が来なかったなどの実態があったりする。

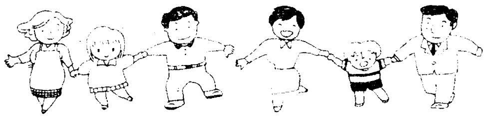
だから、多数の応募と、建設的な意見を町が本気で求めるならば、それなりの布石を打っておく必要があるんじゃないかと思う。

失礼な言い方になるかも知れないが、次期総合計画の策定懇談会に急に召集され、さあさあと意見を求められても、いったい何人の方が当事者意識を持ち得るだろうか。とことんつきあおうと思うだ

ろうか。少なくとも総合計画などという壮大な町の計画の中身にかかわるのだから、「町づくり講座」などでウオーミングアップを図り、公的な視点と10年20年先の町を描く力を養おうとすることは最低限必要なことではなかろうか。

「情報なくして参加なし。」情報提供の仕掛けをいろいろと張り巡らして、それなりの刺激をしていかないとパートナーたる住民はなかなか勝手には育ってくれない。

その際、正しい情報を率直に提供しないと、誤解や思い込み、自分勝手、住民エゴの住民参画になって、町政は混乱するかもしれない。こう考えてくると、行政情報（行政争点）の積極的な公開は、住民が「奪取」するものというより、行政サイドがむしろスムーズな行政運営のために自らやらねばならないことと言える。



## 3．小中学校におけるコンピューター教育について

改訂学習指導要領が来年度試行、2002年実施となりコンピューターを使った授業も総合学習はじめ多科目に及ぶようになると聞いている。一方で、コンピューターを扱える教師が20数％との報道がある。

①既に授業として行われている技術家庭などを除き、外部人材の投入を。以前、地域の人材を活かす旨の答弁があったが、具体的に検討されているか。

【教育長】

新学習指導要領では、各教科の指導にあたっては、生徒がコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用できるようにするための学習活動を充実させるというふうにいっている。そこで、文部省は平成14年からの完全実施に向けて全国の小中学校へのコンピューターの整備とインターネット接続を進めていて、すべての公立学校教員がコンピューターを操作できるようにする方針である。今後、各種の研修が検討されている。

| | | |
|---|---|---|
| ●コンピューターを操作できる教師 | | |
| 全国 | 小学校53％ | 中学校59％ |
| 本町 | 小学校51％ | 中学校64％ |
| ●コンピューターで指導ができる教師 | | |
| 全国 | 小学校29％ | 中学校26％ |
| 本町 | 小学校42％ | 中学校32％ |

情報教育実態調査（平成10年）

地域人材の活用については、国の緊急地域雇用特別交付金事業（平成12、13年度）の情報分野における人材活用で小学校2名、中学校1名を申請しているところである。

学級運営などでかなりデリケートな問題を抱えていたりして、肉体的精神的に忙しい教師にさらにまた新しい研修を課してしまう。

「～教育」というものを全教科に薄くかぶせるのは、文部省の得意技だ。かつて、「国際教育」「福祉教育」「環境教育」「同和教育」「性教育」「視聴覚教育」等々。そして今回の「コンピューター教育」。時代や社会の要請に応えるのが公教育の役目とはいえ、こんなに多く

の「～教育」が完璧にやれるものなのだろうか。コンピューター教育については、もちろん校内にも優秀な人材がいらっしゃるだろうが100%ではない以上、教師の負担軽減と教育の質の確保といった見地から外部の人材登用が妥当なのではないか。



しかし、はたして初等教育にコンピューターは必需品なのか。

以前、議会で「心の教育」についてやりとりをした時、キーワードは「学校にゆとり」「温かい人間関係」「たくさんの実体験・感動体験（自然体験・生活体験・・・読書）」などであった。どんなに科学技術が進歩しても、人間が育つためには、こういった原始的とも言える環境が大切なんだなあと、しみじみと納得した覚えがある。

少なくとも小学校くらいでは、自分で字を書き、自分で図を書き、自分の思うことを隣にいる生身の友人に語りかける体験が、むしろ大切なのではないか。そんなことを繰り返し繰り返しするために子ども時代はゆっくりと過ぎていくことに昔から相場が決まっていた。これらの場面にコンピューターが登場しなくても全然支障はなかった。・・・私自身が時代錯誤に陥っているのだろうか。・・

## あれこれ

★教育民生常任委員会視察

7/1　栃木県葛生町「あくとプラザ」
健康福祉センターと町民ホールの複合施設。高齢化率25.2%。町は過疎と高齢化が急速に進行している。健康福祉センターには町の健康福祉課と社会福祉協議会が入っていて、予防接種やフッ素塗布などを行う保健センター、入浴やリハビリのデイサービスセンター、浴室・ふれあいの間・調理室・陶芸用窯のあるいきがいセンター等の機能を持っている。

7/2　福島県船引町「春山小学校」
平成９年に文部省の読書指導指定研究校を受けた。心の教育実践の中に読書活動を据え、感動体験を重視している本町とは少し違いがあったが、読書への興味付けや環境作りにはまねるべき方法が多々あった。

★7/31　「食と農業を考えるシンポジウム」
（町認定農業者協議会主催）
ごみ検討委員会の生ごみ堆肥化グループの一員として意見を発表した。

★8/4　『人権は普遍なのか』１日集中セミナーに参加（市川房枝記念会政治教室）

★8/23　生ごみ堆肥化交流会（東京）

★9/28　議会だより広報委員会研修
群馬県榛名町議会の広報委員会へ
（町議会だより68号に報告記事）

★農産物加工センターの味噌を１kg買った。６５０円。１００％吉田地区の大豆、米を使用。国産大豆の自給率は３％と言われる。３％の一部をいただいた。

★「みなみかわちマップ」を持ち歩いている友人がいる。知らない地名が話題に上るとそれで位置確認。彼いはく「ぼくたち祇園と緑しか知らないから・・・。」

★ＰＴＡの１地区部会が「町を知ろうキャンペーン」をやっている。先日は、ふれあいバスに乗って町をめぐり、ふれあい館に行って部会を開いた。「この町が子ども達の故郷になる町」。次の企画は？・・なかなかおもしろそうなのである。

（磯辺）

**女と男のいきいきフォーラム**

## 男女が共に担う　これからの南河内

日時：平成１１年１１月２０日（土）
　　午後１時３０分
場所：中央公民館大ホール

対談
　岡沢　憲夫氏
　　　（早稲田大学教授）
　山口　みつ子氏
　（財団法人市川房枝記念会常務理事）

男女共同参画社会をさらに進めるために、行政・家庭・地域社会はどのように取り組めばよいのか。日本と海外の実情を比較しながら個々の役割と責任を考える。
主催：クリエイトみなみかわち実行委員会
　　　南河内町教育委員会

**みんなのつどい**

## 映画『住民が選択した町の福祉』上映

**◆羽田澄子氏（制作者）講演**

日時：平成１２年１月２９日（土）
　　午後１時～
場所：中央公民館大ホール

「福祉のまちづくり」を掲げた若い町長。町長の政策はなかなか議会の支持を得られず、福祉施設の建設も難行していた。

そんな中で住民は何を思い何をしたか。町の福祉について住民と議会、町長と町当局それぞれの努力を記録した映画である。

主催：みんなのつどい実行委員会
　　　南河内町教育委員会

**弦楽四重奏**

## 『生沼誠司と仲間たち』

●ヴィオラ　生沼誠司
●バイオリン　大林典代
●バイオリン　舘市正克
●チェロ　木村隆哉




日時：**12月4日（土）** 午後１時３０分開場・２時開演
場所：中央公民館大ホール
主催：町教育委員会　町文化協会

★入場無料　１１月中旬整理券配布予定
整理券取り扱い所については町広報・ポスターに掲載